

新愛知県がんセンター整備基本設計業務特記仕様書

I 業務概要

1 委託業務名 新愛知県がんセンター整備基本設計業務

2 計画概要

- (1) 施設名称 愛知県がんセンター
- (2) 建築場所 愛知県名古屋市中千種区鹿子殿1番1号
- (3) 施設用途 令和6年国土交通省告示第98号 別添二 第十号第2類及び第八号第2類
(総合病院等及び研究所等)

3 履行期限 契約締結日の翌日から2028年6月30日までとする。

4 業務目的

愛知県では、本県のがん対策の中核を担う愛知県がんセンターが、今後も日本のがん医療・がん研究をけん引し続けていくため、将来の新愛知県がんセンター整備に向けた検討を進めている。新愛知県がんセンター整備基本設計業務（以下、「本業務」という。）では新愛知県がんセンター整備にあたり、基本構想、基本計画やこれまでに整理を行った諸条件等に基づいて、基本設計において必要な調査・検討を踏まえ関係者と協議し、対象施設に求められる機能や性能、グレードを明確化し基本設計図書等に整理する。また、本業務の対象施設については、基本設計終了後に実施設計・施工一括発注方式等の様々な事業手法で発注することを検討しているため、事業手法に応じた事業範囲の検討や事業者の公募に必要な資料等を作成する。

5 設計と条件等

(1) 敷地の与条件

- a. 敷地の面積 約48,413 m²（現地建て替え）
- b. 用途地域及び地区の指定 第1種住居地域、近隣商業地域
(敷地東側隣接部：第1種低層住居専用地域)
- c. 防火地域 準防火地域
- d. 高度地区 31m 高度地区（近隣商業地域内は絶対高45m 高度地区）
- e. 道路幅員 北側：市道 池内猪高線 15.02m～19.58m
西側：市道 千種台線、鹿子殿第1号線 14.03m～19.10m
- f. その他 その他敷地与条件は「新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務報告書（基本計画検討資料）」を参照すること。

(2) 設計の与条件

新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領5(2)アに定める参考資料(ア)「新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務報告書（基本計画検討資料）」（以下、「基本計画検討資料」という。）を踏まえた計画とすること。

(3) 建築の与条件

ア 本業務の対象施設等

本業務の対象施設及び整備手法については、次表に示すとおりである。本業務において必要な調査・検討を踏まえ関係者と協議し、対象施設に求められる機能や性能、グレードを明確化し基本設計図書等に整理する。なお、基本設計業務は次表の対象施設の他、医療ガス、危険物倉庫、受水槽等の付帯する施設や解体、外構整備等も対象とする。

対象施設	基本設計	実施設計	整備工事
病院棟※	本委託業務	デザインビルド方式（DB 方式）	
研究棟※		デザインビルド方式（DB 方式）	
エネルギー施設※		PFI 方式を活用	
飲食・売店施設※		PFI 方式を活用	
化学療法センター棟		既設改修（病院棟と同じ事業者にて実施）	

なお、上記※の各棟について、それぞれ異なる事業者が実施設計・施工を行う想定のため、施工性・各種申請手続の実現性を十分検討し、配置計画等を行うこと。

イ 対象施設等の概要

規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・病院棟 延床面積 50,200 m²以下とする。 病棟部は1フロア2看護単位、3看護単位または4看護単位とする。 ・研究棟 分棟配置として延床面積 9,800 m²以下とする。 ・エネルギー施設 分棟配置として規模は提案による。 DB 方式による建屋の整備と新がんセンター全体のエネルギーサービス事業を想定している。事業性を考慮した分棟案とするとともに、設備のメンテナンス性に配慮した設備構成及び施設計画とすること。 ・飲食・売店施設 分棟配置とし、規模は「基本計画検討資料」の諸室リストのうち、売店、職員食堂、レストラン、厨房、家族室を想定している。 ・化学療法センター棟 再利用する計画とし、用途は診療に直接関係のない下記の部門とする。 ○厚生部門 ○管理部門（事務室（医局は不可）、会議室、職員更衣室等） ○カルテ庫 ○院内保育所（研究所北館の先行解体に伴う、既存施設の再整備により改修する。継続使用を前提とすること） 上下階移動の通路（EV、階段等）に配慮した室配置とすること。 <p>※「基本計画検討資料」のとおり、既設の研究所北館及び立体駐車場は病院棟の建設に先行して解体する想定である。</p> <p>※50,200 m²、9,800 m²にはそれぞれ、病院棟、研究棟の延床面積の他に以下の面積を含めること。（いずれか関連する用途の棟の面積に含めること）</p> <ul style="list-style-type: none"> *エネルギー施設の床面積（共用部を除く） *飲食・売店施設の床面積（共用部を除く） *化学療法センター棟の床面積（共用部、カルテ庫及び院内保育所を除く） <p>※50,200 m²及び 9,800 m²の内訳（棟ごとの合計面積）を技術提案</p>
-----	---

	<p>書に記載すること。</p> <p>※共用部とは、廊下、階段、トイレ等の病院または研究所固有の機能を有する諸室以外の部分をいう。</p>
配置計画	「基本計画検討資料」及びその他参考資料に示す必要機能、必要諸室を踏まえたうえで独自の提案を行うこと。
必要機能	「基本計画検討資料」及びその他参考資料に示す内容を踏まえること。
必要諸室	「基本計画検討資料」及びその他参考資料に示す内容を踏まえること。
構造に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号)による。 ・以下を基本とし、設計段階で詳細協議し決定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ＊病院棟：構造体Ⅰ類相当（免震構造）、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類 ＊研究棟：構造体Ⅰ類相当（免震構造）、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類 ＊エネルギー施設：構造体Ⅰ類、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類 ＊飲食・売店施設：構造体Ⅲ類、建築非構造部材 B 類、建築設備乙類
設備・環境に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画検討資料」及びその他参考資料に示す内容を踏まえること。 ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)において想定するランク及び ZEB (Net Zero Energy Building) 及びライフサイクルカーボン削減に対する考え方を記載すること。
外構に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画検討資料」及びその他参考資料に示す内容を参考にすること。 ・工事手順等については、設計段階において改めて詳細検討を行うものとする。 ・駐車場については、約 680 台（うち職員用 300 台）を確保すること。ただし、平面駐車場に限る。 ・駐輪場については、約 120 台を確保すること。 ・駐車場・駐輪場の確保台数については、上記を最低限度の目安とし基本設計段階で、詳細協議し決定すること。
建設工期	「基本計画検討資料」及び想定工程表を踏まえること。
その他、留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・病院棟、研究棟、飲食・売店施設、化学療法センター棟は、セキュリティに配慮しながら屋内動線により接続させること。 ・解体工事及び新築建物による周辺の住宅エリア等への影響（工事中を含む。）を十分に考慮した配置・建築計画を行うこと。 ・高さ 31m を超える提案・計画を行う場合は、所管行政庁と高度地区の扱いについて協議を行った上で提案すること。 ・危険物倉庫等について、周辺への配慮や安全性の確保に配慮した計画とすること。 ・工事手順の検討に当たっては、「基本計画検討資料」、その他参考資料を確認し、安全性・実現性を検討の上計画すること。 ・研究所北館の先行解体に伴い、発注者にて既存施設の再整備を検討している。また、工事中は鹿子公園内及び愛知県精神医療センター内に仮設駐車場を確保する想定である。

6 事前調査概要

埋蔵文化財調査	実施済（該当なし）
井水利用調査	未実施であるが、井水の上水使用を前提とした計画を想定すること。
敷地測量	実施済
地質調査	実施済
アスベスト調査	病院運営に支障のない箇所について実施済
インフラ状況調査	「新愛知県がんセンター整備基本計画 インフラ状況調査」を参照

※本業務を実施するうえで、発注者が調査し開示した調査以外に、提案内容に応じて必要となる調査については、受注者の費用負担により実施すること。（例：既設建物解体時の地盤沈下等の検討、等。）

※また、調査の実施に当たっては、事業が遅延しないよう調査時期については十分に留意し、調査時期や方法については、監督員と十分に調整した上で調査を実施すること。

II 業 務 仕 様

特記仕様書に記載されていない事項は「設計業務委託共通仕様書」（愛知県建設局）による。

1 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載のとおり。

2 建築士事務所の要件

建築士法第 23 条の 6 による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。

3 管理技術者等の資格要件

新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領の「3 参加要件（3）配置予定技術者に要求される要件等」に記載するとおり。

4 受注者の業務履行の体制

受注者は、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案された履行体制により当該業務を履行する。

5 電子納品

本業務は電子納品の対象とする。

6 設計業務の範囲

（1）一般業務

令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一 基本設計に関する標準業務

ア 建築（総合）基本設計に関する標準業務

イ 建築（構造）基本設計に関する標準業務

ウ 電気設備基本設計に関する標準業務

エ 機械設備基本設計に関する標準業務

上記を基本とし詳細は次による。

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備性能の水準等発注者から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合ま

	の協議	たは整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求めまたは監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 計画に関わる関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 追加業務

追加業務の内容は次による。

項目	業務内容
(1) 全体配置計画等のマスタープランの作成	病院棟（既設化学療法センター棟含む）、研究棟、エネルギー施設、飲食・売店施設、付帯施設及び駐車場等を含む新愛知県がんセンター全体の配置計画等マスタープランを作成する。
(2) 透視図等の作成	基本設計図書に基づき、透視図、鳥瞰図、外観図、内観図等を作成する。
(3) 概算工事費の検討等	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（各種見積徴収、見積検討資料及び概算数量算出書含む）を作成する。また、概算工事費の検討に必要な基本設計図書以外の図書を作成する。
(4) 解体工事基本設計及び解体工事費の検討	既存のがんセンターの解体基本設計図書を作成し、当該解体設計図書に基づく解体工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。受注者は必要に応じて自ら既存施設の現場調査を行うこと。
(5) 概略工事工程表・工事区分表等の作成	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく概略工事工程表及び工事区分表（分割発注する実施設計及び施工の範囲等）を作

	成する。なお、解体工事に関する事項も含む。
(6) ライフサイクルコスト等の算出・評価・検討	ライフサイクル評価手法を用いた LCC、LCC02 等の算出、評価、検討を行う。また、基本設計段階における光熱、使用水量等の算定書作成を行う。
(7) 環境配慮への対応検討	ZEB、CASBEE の可能性検討や日照・騒音・電波障害等周辺環境への影響対策の検討を行う。
(8) 要求水準書の作成支援等	基本設計終了後に実施設計・施工一括方式等の様々な整備方式で発注するにあたり、整備方式に応じた事業範囲の検討や、事業者の選定に必要な発注図書等の作成含む要求水準書の作成支援等を行う。
(9) 各種支援業務	庁内会議等の開催、バリアフリー法に基づく当事者参画（説明会の実施等）の取り組み、関連別契約業務で実施する医療機器・研究機器・什器・備品・家具・情報ネットワーク計画等に関する検討との連携、米国医療研究機関からの助言内容等の反映検討など、発注者が意志決定を行うための支援を行う。
(10) その他	<p>ア 対象施設の整備に必要となる届出及び許認可等諸手続きを整理し、基本設計段階において施設整備が可能と一定の判断ができるように、必要な図書を作成し所管行政庁へ関係法令の確認や協議を行う。また、近隣等への説明支援等諸手続きに必要な対応を行う。</p> <p>イ 井水調査、その他発注者が行う調査に関する検討及び支援</p> <p>ウ 建築物による電波障害の防止に関する業務（机上検討）</p> <p>エ 建築物の防災に関する計画の作成に関する業務</p> <p>オ 消防法上・建築基準法上の危険物に該当する取扱、貯蔵量、種別区分の取りまとめを行い、必要な許可について所管行政庁との協議を行う。</p> <p>カ 公的補助事業の補助金(助成金含む) 等及びその他各種補助金を取得する場合の届出手続等の事前相談及び必要に応じて資料作成</p> <p>キ その他、発注者が必要とする会議体等への出席及び資料作成（必要に応じて、生物学実験施設を有する大学、研究所施設の設計経験をもつ技術者が打合せ等、対応できる体制をとること）</p>

7 業務の実施

(1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 概算業務は、監督員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- 各種申請手数料は、発注者の負担とする。ただし、内容の不備に起因する手直しや再提出等に要する費用（申請手数料を含む）については受注者負担とする。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- 業務着手時

- b. 監督員または管理技術者が必要と認めた時
- c. その他

また、受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、添付ファイルの容量が 15MB を超えないものは、従来様式に基づく書類に代えて原則電子メールにより行う。

(3) 適用基準等

- a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定または監修した次の基準等の最新版を適用する。

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 官庁施設の津波防災診断指針
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 木造計画・設計基準
- ・ 木造計画・設計基準の資料
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- ・ 公共建築工事積算基準等資料
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準・同解説
- ・ 公共建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準の資料
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 昇降機技術基準の解説

- b. 愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。

- ・ 営繕工事における耐震性強化指針
- ・ 県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針

- ・ 人にやさしい街づくり望ましい整備指針
- ・ 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
- ・ 愛知県建築物環境配慮指針
- ・ 設計基準（建築設計編）
- ・ 公共建築工事設計書作成要領
- ・ 公共建築工事費積算基準
- ・ 愛知県あいくる材率先利用方針
- ・ 愛知県電子納品運用ガイドライン
- ・ 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
- ・ 愛知県環境物品等調達方針
- ・ 愛知県公共事業景観整備指針（案）
- ・ 愛知県建築工事積算チェックマニュアル

c. その他

- ・ 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-04-2021
- ・ 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2022
- ・ 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2021
- ・ 病院設備設計ガイドライン（BCP 編） HEAS-05-2012
- ・ 病院設備設計ガイドライン（BCP 編） HEAS-05-2014
- ・ 病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック（令和4年版）
- ・ 病院設備設計ガイドライン（コージェネレーション編）HEAS-06-2017
- ・ 病院電気設備の設計・施工指針

- d. 受注者は、業務実施にあたり、上記各種基準間に相違がある場合は発注者と協議し、優先する基準を決定する。

（4） 資料の貸与及び返却

既存設計図書等

{ ・ 建築 ・ 電気設備 ・ 機械設備 ・ 地盤調査報告書 ・ CAD データ }

の貸与及び返却は監督員による特段の指示がない場合には、当該施設の施設管理者とし、手続等は施設管理者の指示による。

（5） 有害物質等の対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合または、使用されている可能性がある場合は、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

（6） 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

（7） ウィークリースタンスの実施

本業務は、「建設部門委託業務ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の相互で協力し、実施するものとする。

（8） その他、業務の履行にかかる条件

指定部分の範囲 （ア：8（1）基本設計①のうち技術提案書概要版、

及び 8 (3) 参考概算工事費算定書、
イ：上記アを除く 8 (1) 基本設計①)
指定部分の履行期限（ア：契約日から 2 週間以内、イ：2028 年 1 月 29 日まで）

8 成果物等

(1) 基本設計①

基本設計図書としてまとめるもので、成果物は、次に掲げるものを標準とする。

(1) 基本設計図	
(i) 建築(意匠)	
a	概要書(仕上げ仕様等)
b	面積表及び求積図
c	配置図
d	平面図(各階) (機器・什器備品プロット含む)
e	断面図
f	立面図
g	外構計画図
h	仮設計画概要書
i	改修工事図、解体工事図
(ii) 構造	
a	構造設計概要書 (仮定断面図・構造工法の説明)
b	ボーリング柱状図
c	仮定部材リスト
d	各種技術資料
(iii) 電気設備	
a	電気設備設計概要書
b	各室与条件表・系統図
c	インフラ図・外構図
d	各種技術資料 (方式等の検討資料含む)
(iv) 給排水衛生設備	
a	給排水衛生設備設計概要書
b	各室与条件表・系統図
c	インフラ図・外構図
d	各種技術資料 (方式等の検討資料含む)
(v) 空調換気設備	
a	空調換気設備設計概要書
b	各室与条件表・系統図
c	インフラ図・外構図
d	各種技術資料 (方式等の検討資料含む)
(vi) 昇降機等(搬送設備を含む)	
a	昇降機等設備設計概要書

	b	各種技術資料
	(vii)	その他成果物
	a	透視図(外観、内観)
	b	デザインコンセプト(外観、内観、サイン計画等を含む)
	c	要求事項をまとめた書類、各室諸元表等(議事録含む)
	d	ヒアリングに関する資料、議事録
	e	イニシャルコスト・ランニングコストの縮減検討報告書
	f	ZEB 等、省エネに対する検討報告書
	g	BCP 計画検討書・防災計画
	h	日影規制検討図
	i	設計説明書(含める内容については、監督員と協議すること)
	j	設計説明書概要版
	k	技術提案書概要版
	l	設備プロット図(スタッフへのヒアリングを踏まえ、平面図に設備内容をプロットしたもの)
	m	開発、敷地造成基本設計図書(敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構、防災、その他必要な設計)(必要に応じて)
	n	関係法令等の対応図(防火区画、延焼線、排煙区分等の必要事項を明記)
	o	概略工事工程表(工事ステップ含む)
	p	工事区分表(A/B/C 工事まで記載すること)
	q	日照・電波障害等、各種検討報告書、調査報告書等
	(2)	概算工事費(内訳書、積算根拠、データ含む)
	(3)	参考概算工事費算定書(技術提案書提出時点の概算工事費)
	(4)	設備機器容量、能力等計算書
	(5)	協議対象者との協議経過報告書
	(6)	打合せ報告書 ※協議議事録を都度作成すること。
	(7)	その他監督員の指示により発注に必要な図書を提出すること。

(2) 基本設計②

実施設計以降の段階の発注に資する詳細図等の作成を主としたもので、成果物は、次に掲げるものを標準とする。ただし、上記(1)と兼ねるものについては、事前に監督員の了解を得ること。

	成果物	備考
建築(意匠)	仕上表(内外主要部)、仕上方針	断熱範囲図、防水範囲図、間仕切り壁種別図含む
	求積図	
	一般図	
	矩計図	
	仮設計画図	山留方法、地下排水計画、車両動線・運行時間、仮囲いの防音性範囲など、指定の仮設の指示
	外構計画図	雨水排水、主要植栽等の主要な雑図含む
	サイン計画	

	昇降機設備計画説明書	
	昇降機設備計画概要	
	内装、点検口・機器設置配慮・方針	
	遮音性能	診療エリア・病棟エリア等、主要部の壁仕様や遮音性能。
	天井・壁種リスト	
	建具表(共通事項、主要部など)	主要部のガラス厚など、ZEB 検討に必要な要素も含む
	手術室仕様図(機器表含む)	
	厨房設備機器表	
	厨房設備配置図	
	付属棟図	構造図、電気設備、機械設備の図面も含む
	医療機器図(本工事のもの)	
	シールド図(X 線、磁場、遮蔽などすべて)	
	改修図・解体図・撤去図	構造図、電気設備、機械設備の図面も含む
	主要な部分詳細図(免震 EXP.J など)	
	病室詳細検討図(各室パターン、設備プロット等含む)	
	雑図(主要な造作家具、納まりが特殊な箇所等)	
建築(構造)	構造計画説明書	
	構造計画概要	
	仮定部材リスト	
	伏図、軸組図	
	断面詳細図(主要部分)	
	免震仕様	
	免震装置リスト	
	土質柱状図	構造設計に必要な地質調査報告書の添付
電気設備	主要機器表	
	配置図(電気)、インフラ図	
	特高受変電設備 単線結線図	
	特高電気室・発電機室・UPS室 機器配置図	
	受変電設備 単線結線図(各電気室)	配電盤負荷はブレーカー幹線系統まで明示
	各電気室 機器配置図	
	電力供給区分・幹線ルート図 各階・屋外(幹線仕様)	幹線サイズの選定・盤図まで明示
	通信供給区分・幹線ルート図 各階・屋外	幹線サイズの制定・盤図まで明示
	電灯コンセントプロット図 (照明姿図、外構含む)	G、UPS 系も明示
	セキュリティ関係図(各種システム 概要・機器外形図・系統図等)	
	セキュリティレベル及び入退出管理	

	プロット図 各階・屋外	
	ナースコール 特記仕様書・系統図 (トイレ呼出含む)	
	構内情報通信網設備 システム概要・仕様、系統図	
	中央監視設備 システム概要・機能仕様	
機械設備	主要機器表	主要な空調機器等だけでなく、衛生器具表等含む
	配置図(機械)、インフラ図	
	空調熱源 フロー図	
	空調熱源 二次側供給フロー図	
	空調換気 ゾーニング図 各階	陰圧や特殊排気エリアの明示
	空調換気 清浄度区分図 各階	
	空調換気 ダクトルート図 各階	主ダクトサイズの明示
	空調換気 エアフロー図 各系統	
	温度・湿度・風量・圧力・空気処理 方式・その他備考	
	給排水衛生 給水系統図	主配管サイズの明示
	給排水衛生 給湯系統図	主配管サイズの明示
	給排水衛生 排水系統図	主配管サイズの明示
	給排水衛生 消火系統図	
	給排水衛生 医療ガス系統図	各種容量や主要機器情報含む
	給排水衛生 排水処理設備フロー図	用途毎の処理内容や容量の明示
	空調 機器配置図 各地	
	自動制御設備ポイント表	ポイント数・制御内容の明示
その他資料	要求水準書(施設性能編)	詳細は協議による
	諸室リスト(各室面積、設備諸元記載)	什器・機器の内容記載 ※新愛知県がんセンター開設支援業務の受注者と調整・連携し、作成をとりまとめること

(3) 成果物の納入場所及び部数

愛知県病院事業庁経営課 新がんセンター整備グループ
紙媒体 3部、電子納品用媒体 (CD-R 等) 3部

(4) 成果物についての注意事項

- 1) 成果物の作成にあたって、詳細については、監督員と十分に協議すること。また、CAD データ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- 2) 主要な医療機器・什器・備品等はプロットすること。
- 3) 分割発注を念頭においた工事区分表、詳細図等の資料を作成し発注者に協力すること。
- 4) 透視図及びイメージスケッチについては、発注者が、本業務関係者への説明等に使用する。また、その一部は、広報や新聞等への掲載も想定している。透視図のカット数等の内容等の詳細は、設計段階で監督員との協議による。
- 5) 設計説明書概要版、技術提案書概要版の枚数、内容については監督員との協議による。

(5) 成果物の扱いについて

成果物は、公共事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の請負業者等に貸与し、当該工事における実施設計図書や施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。また、工事の発注手続において、設計事務所名、設計者名、建築士登録番号等が記載された図面を「あいち電子調達共同システム」により提供する場合がある。

(6) 見積りの徴収

工事概算書は、内訳書を作成し、それぞれの工事項目について、数量×単価で記載すること。また、主要な工事は業者参考見積を徴収すること。その際、原則として文書により、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の条件を提示しかつメーカー等が特定されないような見積条件とした上で3者以上から徴収を行うものとし、見積比較表を提出する。なお、見積を依頼するにあたっては、具体的な工事名を除くものとする。また、価格表示は労務価格とそれ以外（材料価格や経費等）を分けたものとする。その他詳細は、監督員との協議による。

(7) 物価資料掲載価格の採用

物価資料に掲載している価格を積算単価に採用する場合は、公共建築工事費積算基準（愛知県建設局）第2-2-3に基づき採用するものとし、物価資料掲載価格比較表を提出する。なお、一誌のみ掲載されている場合は、その単価を採用する。

(8) 工事概算書の作成について

工事概算書の作成にあたっては、監督員と事前に協議し、概算書データを格納した電子媒体を提出すること。

(9) 電子提供用設計図書の作成について

1) 一般事項

- a. 電子提供用設計図書作成の適用：作成対象業務
- b. 作成対象業務の受注者は、必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- c. 図面データは、A3版の出力を想定したデータとする。
- d. 作成対象業務は電子納品による成果品のほか、下記により作成した成果品を提出するものとする。

2) 図面データの加工

- a. 特記仕様書の規定により提出したCADデータは、1図面につき1ファイルであるため、図面を作成したCADシステムの機能等により、1つのファイルに統合した上で、表紙、図面リスト及び特記仕様書を含む設計原図のCADデータを「Portable Document Format 形式（拡張子（.pdf）」に加工するものとする。
- b. 加工したデータの解像度は、600dpiを標準とする。
- c. 出力用紙サイズはA3版のデータとする。
- d. 上記の加工を行った場合で、やむを得ずファイル容量が19MBを超える場合は、監督員と協議の上、ファイルを2つ以上にするものとする。
- e. ファイル名は「設計図書等（図面○）（工事名）」とする。
※図面○の「○」はファイルの通し番号とする（ファイルが1つの場合は不要）。

3) 成果物

加工したデータは、電子納品による成果物とは別のCD-R等に格納し、2部提出するものとする。

4) その他

その他、詳細な取扱いについては、監督員と協議することとする。

9 電子納品について

- (1) 電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。
- (2) 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- (3) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。

10 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、受注者は発注者と十分な連絡を保ち、処理方針について発注者の指示及び承諾を受けること
- (2) 受注者は、新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領における所定の条件を満たすとともに、本業務の実施に当たり、「新愛知県がんセンター基本構想」、「新愛知県がんセンター整備基本計画」及び「新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務報告書」等の内容を十分理解するとともに、関係法令及び適用基準等の遵守を徹底すること。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受注者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。
- (4) 受注者は、県の保健、医療、福祉全般について十分な理解のもとに業務を遂行すること。
- (5) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉えて本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (6) 受注者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。

また、本業務の遂行に当たり、発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

- (7) 「新愛知県がんセンター開設支援業務」の受注者（以下、「開設支援会社」という。）と情報共有を行うこと。また、コスト管理及び品質管理等を総合的に行う「新愛知県がんセンター整備 CM（コンストラクション・マネジメント）業務」の受注者（以下、「CM 会社」という。）及び「米国医療研究機関との連携支援業務」の受注者とコミュニケーションを図り、本事業の関係者全体の調整を行うこと。
- (8) 8（2）基本設計②の図書作成に当たっては、開設支援会社と調整して、同社が作成する資料（想定機器（放射線機器等の医療機器及び什器備品含む）リスト、情報機器リスト、等、詳細は協議により決定する。）と不整合がないものとする。また、発注者と CM 会社の確認及び修正依頼について柔軟に対応すること。
- (9) 米国医療研究機関からの助言等について実現可能性を検討し、検討結果の妥当性を発注者に報告すること。
- (10) 受注者は、各種関係機関（国、県、市等）との協議に必要な資料については、適宜発注者と調整のうえ、必要な期日までに関係書類の作成を行うこと。
- (11) 本業務に伴う打合せ・協議内容については、速やかに報告書を作成し提出すること。（関係官公署、病院内各部門や部署のヒアリング等も含む）
- (12) 別契約業務に係る注意点
 - ア 参考資料にて示すとおり、先行解体に伴う改修設計等を別途発注することを想定している。当該設計者とも緊密に連携し、設計内容を調整すること。
 - イ 受注者は、本業務に関連する(8)(9)の別契約業務について、設計内容の調整及び確認を行うとともに、発注者の指示により、相互の業務に必要な図面または資料(CADデータ等の電子データを含む。)を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供するものとする。

- ウ MRI や CT、放射線治療装置などの大型医療機器については、発注者にて検討・決定するが、受注者は発注者より入手した最大スペック(大きさ、重量、搬入開口及び仕様)で設計すること。電源等の設計にあたっては、各メーカーの電源、幹線その他の特殊設備について、各社仕様を比較し、項目ごとに条件の悪いもの(本工事費が高くなるもの)の仕様で検討すること。また、機器の搬入ルート確保を考慮すること。
- エ 放射線防護に係る鉛・鉄板・コンクリートの厚さについて、安全性の検証、検討資料や遮蔽計算書等を適宜作成し、必要な内容を決定すること。
- (13) 受注者は、発注者の意思決定を行うための協議において、発注者の求めに応じて事業の報告及び説明支援を行うこと。なお、建築専門家以外の者が参加する場合があるため、専門家以外の者が、理解しやすい資料を作成し説明支援を行うこと。(設計図を簡略化加工した図、パワーポイント資料、パースまたは動画等)
- (14) 建築材料及び設備方式等を決定する際は、イニシャルコスト・ランニングコスト・保守管理・更新時期等について、比較資料を発注者に提示し、承諾を得て進めること。
- (15) 受注者は、業務を実施するにあたり、事業費を常に考慮し発注者の指示により適宜概算工事費を提示するとともに工事費低減に努めること。
- (16) 発注者からの要望及び物価の変動等により当初想定していないコスト増が見込まれる場合には、コスト減となる別途の代替方法の提案を行い、適切なコストマネジメントを行うこと。
- (17) 質の高い医療サービスを提供するために、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の最新版の認定基準に対応できる施設とすること。
- (18) 将来の設備機器及び医療機器等の更新が容易な計画とすること。
- (19) 設計図書には、特定の製品名または製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ監督員に報告し承諾を受けること。